

富労基発0928第1号

平成27年9月28日

一般社団法人富山県建設業協会 会長 殿

富山労働局労働基準部長



大雨等による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、建設工事における労働災害防止対策の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の台風18号の影響に伴う記録的豪雨により、各地において堤防の決壊、越水等、土石流、地すべり等の被害が発生し、災害復旧工事の本格化が見込まれるところです。

富山県内の台風18号による被害は軽微に留まりましたが、今後、富山県内で大雨等による災害の復旧工事が行われる場合についても、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業による労働災害等の発生が懸念されます。

このため、今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、特に下記の事項を踏まえた安全な工事の実施について、貴会会員各位に対し周知徹底を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第355条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、台風による大雨の降雨前から着工している工事についても、必要に

応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 2 号の別添「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(5)までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

2 建設機械等を使用した作業における労働災害防止対策

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) 車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、安衛則第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
また、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づく車両系建設機械の転倒又は転落防止対策の徹底を図ること。
- (4) 建築物の解体を行う場合には、安衛則第 171 条の 6 第 1 号に基づき、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所に運転者以外を立ち

入らせないことを徹底するとともに、安衛則 171 条の 5 に基づき、運転者について物体の飛来等の危険を防止するための措置を講じなければならないことに留意すること。

- (5) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

3 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第 575 条の 9 に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、今回の豪雨前から着工している工事にあっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第 575 条の 14 及び安衛則第 575 条の 15 に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

4 建築物等の解体・改修等の作業における石綿ばく露防止対策

- (1) 建築物等の解体・改修等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づき、石綿の使用の有無の事前調査及び石綿が使用されていた場合の労働者の石綿ばく露防止措置を確実に実施すること。
- (2) 建材等のがれきの処理作業に当たっては、がれき中に石綿が使用された建材が混ざっているおそれがあることから、散水等による湿潤化、防じんマスクの使用のほか、作業関係者以外の立ち入りを禁止するなど、石綿粉じんの飛散・ばく露防止対策を講じること。

5 交通事故防止対策

- (1) 作業現場に一般車両が誤って進入することのないよう、誘導員を配置する、標識を立てる等の対策を講じること。
- (2) 安全ベストの着用、反射材を取り付ける等により労働者の車両からの視認性を高めること
- (3) 現場と事務所の往復における交通事故を防止するため、以下の措置をとること。
 - ・スリップ等による事故を防止するため、労働者に適正な走行速度で運行さ

せ、十分な車間距離を確保させ、また、急発進、急ハンドル、急ブレーキをさせないこと。

- ・無理のない適正な運転時間等を設定した走行計画を作成すること。

6 その他

高温多湿場所での作業に当たっては、平成 27 年 5 月 14 日付け 0514 第 2 号「平成 27 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」等に基づき、熱中症予防対策を講じること